

令和3年度

水道用次亜塩素酸ナトリウム仕様書

仙台市水道局

1 品名

水道用次亜塩素酸ナトリウム

2 品質及び評価方法

本仕様書に定める水道用次亜塩素酸ナトリウムは、JWWA K 120:2008-2（水道用次亜塩素酸ナトリウム）に定める「品質一級」と同等以上のものとする。

(1) 品質

①品質-1

浄水又は浄水処理過程における水に、水道用次亜塩素酸ナトリウムを設定最大注入率で注入したとき、水に付加される物質濃度が「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成12年2月23日厚生省令第15号最終改正 令和2年3月25日厚生労働省令第38号）の別表第一に掲げている基準に適合すること。

設定最大注入率は 100 mg/ℓ とする（有効塩素 10%溶液に換算した値）。

②品質-2

製品の品質が、JWWA K 120:2008-2（水道用次亜塩素酸ナトリウム）により試験した結果、以下の品質に適合すること。

項 目	品 質
有効塩素 %	12.0 以上
外観	淡黄色の透明な液体
密度（比重）（20℃）	1.16 以下
遊離アルカリ %	2 以下
臭素酸 mg/kg	50 以下
塩素酸 mg/kg	4000 以下
塩化ナトリウム %	4.0 以下

(2) 評価方法

JWWA K 120:2008-2（水道用次亜塩素酸ナトリウム）及び「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインについて（平成12年3月31日衛水第21号：最終改正 令和2年3月30日）」に基づくこと。

3 品質試験

- (1) 落札候補者は、本局の指定する日までに上記「品質-1」に係る製品の試験成績書を提出すること。なお、製品が水道用薬品の認証登録を受けている場合は、認証登録証の写しの提出をもってこれに替えることができる。
- (2) 落札候補者は、本局の指定する日までに納入製品のサンプルおよび上記「品質-2」に係る試験成績書を提出し、品質の確認を受けること。
- (3) 納入製品においては、本局による製品の品質確認を適時受けるものとする。品質確認のため製品納入時に製品を抽出する際は、受注者は本局の指示に従いこれに協力すること。また品質確認の結果、製品の品質に疑義が生じた場合は、本局と受注者の間で協議するものとする。

4 契約方法及び契約期間

契約方法は 1 kg 当たりの単価契約とする。

契約期間は契約の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

5 納入

- (1) 納入に際しては、事前に納入日、納入数量を本局が連絡するものとする。
- (2) 大型タンクローリーでの 1 回の最低納入数量は、5,000kg とする。
- (3) 納入時には製品の試験成績書（上記「品質-2」）を提出すること。
- (4) 納入品は、上記「(1)品質」に適合した製品であること。
- (5) 搬入作業前及び終了後には、必ず本局の立会いのうえ確認を受けること。
- (6) 工場から本局が指定する納入場所までの搬入、積み下ろし等の費用は全て納入業者の負担とする。

- (7) 納入品の計量は、計量法に基づく計量器により行い、計量証明書等を提出するものとし、その費用は全て納入業者の負担とする。
- (8) 納入業者は、工場出荷後すみやかに納入場所に納入するものとし、また、納入まで、製品を適切に管理するものとする。

6 納入場所

(1) 大型タンクローリー

- | | | |
|--------|-------------------|-------------|
| ①茂庭浄水場 | 仙台市太白区茂庭字上ノ原山 128 | 電話 281-2211 |
| ②滝原浄水場 | (茂庭浄水場に納入) | |
| ③野尻浄水場 | (茂庭浄水場に納入) | |
| ④国見浄水場 | 仙台市青葉区国見六丁目 51-1 | 電話 234-4236 |
| ⑤中原浄水場 | 仙台市青葉区芋沢字中原 24 | 電話 394-2507 |
| ⑥福岡浄水場 | 仙台市泉区福岡字台 103-2 | 電話 379-3633 |

(2) 小型タンクローリー

- | | | |
|-----------|----------------------|--|
| ①上追沢沈砂池 | 柴田郡川崎町大字支倉字上赤沢山 2-2 | |
| ②太白配水所 | 仙台市太白区茂庭字馬越石 20-5 | |
| ③大倉配水所 | (太白配水所に納入) | |
| ④芋峠配水所 | (太白配水所に納入) | |
| ⑤芋沢配水所 | 仙台市青葉区芋沢字横向山 32-1 | |
| ⑥坪沼配水所 | 仙台市太白区坪沼字北ノ中 53-1 | |
| ⑦錦ヶ丘配水所 | 仙台市青葉区錦ヶ丘 9 丁目 29-5 | |
| ⑧湯元送水ポンプ場 | 仙台市太白区秋保町湯元字釜土南 13-6 | |
| ⑨南中山配水所 | 仙台市泉区南中山 5 丁目 4-13 | |
| ⑩高森配水所 | 仙台市泉区明通 1 丁目 201-21 | |
| ⑪紫山配水所 | 仙台市泉区紫山 5 丁目 90 | |
| ⑫松陵配水所 | 仙台市泉区松陵 3 丁目 60 | |
| ⑬旗杵送水ポンプ場 | (太白配水所に納入) | |
| ⑭石神配水ポンプ場 | (太白配水所に納入) | |
| ⑮朴沢配水ポンプ場 | (太白配水所に納入) | |
| ⑯堂所送水ポンプ場 | (太白配水所に納入) | |

(3) 20kg 入り缶

- | | | |
|---------|------------------------|-------------|
| ①作並浄水場 | 仙台市青葉区作並字岳山 133 い 1 林班 | 電話 391-4211 |
| ②熊ヶ根浄水場 | 仙台市青葉区大倉字下窪 3-1 | 電話 391-2301 |

7 納入予定数量

納入予定数量は、水質状況等により変更する場合があります、下記の数量未満でも超過しても同一単価で納入するものとする。

(1) 大型タンクローリー

(単位：kg)

場所 月	茂庭 浄水場	滝原浄水場 野尻浄水場	国見 浄水場	中原 浄水場	福岡 浄水場
4月	30,000	(茂庭浄水場に納入)	25,000	7,000	8,000
5月	40,000		25,000	7,000	8,000
6月	40,000		25,000	7,000	8,000
7月	60,000		25,000	8,000	16,000
8月	60,000		25,000	12,000	16,000
9月	50,000		25,000	12,000	16,000
10月	50,000		25,000	9,000	16,000
11月	40,000		25,000	8,000	16,000
12月	40,000		25,000	7,000	8,000
1月	40,000		25,000	6,000	8,000
2月	30,000		25,000	6,000	8,000
3月	54,000		25,000	7,000	10,000
計	534,000		380	300,000	96,000
合計	1,068,380				

(2) 小型タンクローリー

(単位：kg)

場所 月	上追沢 沈砂池	太白 配水所	大倉 配水所	芋峠 配水所	芋沢 配水所	坪沼 配水所	錦ヶ丘 配水所	湯元送水 ポンプ場
4月	異 臭 味 発 生 時	1,550	(太白配水所に納入)	(太白配水所に納入)	440	160	170	非 常 時
5月		3,480			610	230	290	
6月		2,660			590	580	290	
7月		4,020			770	260	380	
8月		4,200			760	540	350	
9月		3,470			840	610	380	
10月		3,160			820	210	390	
11月		3,790			640	120	360	
12月		2,680			540	120	350	
1月		2,350			400	120	230	
2月		1,770			300	100	130	
3月		2,970			490	150	180	
計		61,000			36,100	80	150	
合計	124,650 (次項の表の合計含む)							

(単位：kg)

場所 月	南中山 配水所	高 森 配水所	紫 山 配水所	松 陵 配水所	旗粹送水 ポンプ場	石神配水 ポンプ場	朴沢配水 ポンプ場	堂所送水 ポンプ場
4月	300	0	210	250	(太白配水所に納入)	(太白配水所に納入)	(太白配水所に納入)	(太白配水所に納入)
5月	320	30	190	290				
6月	390	0	210	330				
7月	430	0	140	420				
8月	630	100	230	440				
9月	580	70	140	470				
10月	570	70	140	540				
11月	600	50	100	350				
12月	470	50	50	250				
1月	380	30	50	220				
2月	220	0	200	160				
3月	210	0	140	180				
計	5,100	400	1,800	3,900				
合計	(合計は前項の表¥に記載)							

(3) 20kg 入り缶

(単位：kg)

場所 月	作 並 浄水場	熊ヶ根 浄水場
4月	0	0
5月	200	100
6月	200	100
7月	400	100
8月	300	100
9月	400	100
10月	400	200
11月	400	100
12月	300	100
1月	0	0
2月	0	0
3月	240	220
計	2,840	1,120
合計	3,960	

8 支払い

支払いは、納入された数量を毎月末に集計し、契約単価により翌月以降精算するものとし、期限に関しては、水道局が請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

9 その他

契約後、連絡体制表を提出すること。また、ゴールデンウィーク・お盆・年末年始の体制については、別途提出すること。

本仕様書に定めていない事項については、契約書と本局の指示による。

以 上